

## 土壌汚染対策法に基づく公共工事の届出状況について

### 1. 趣旨

平成 22 年の土壌汚染対策法改正では、同法第 4 条第 1 項の規定により、掘削や盛土等土地の形状を 3,000 m<sup>2</sup>以上変える場合、着工の 30 日前までに広島県に届けることになっています。

本市において、平成 22 年度から令和 2 年度までの公共工事を調査した結果、無届で着手した工事が 57 件確認されました。

### 2. 調査結果

調査期間 平成 22 年度～令和 2 年度

事業別	総件数	届出必要件数	届出済件数	無届件数
土地改良	11	5	0	5
道路改良	100	46	0	46
施設整備	104	10	7	3
下水道	6	2	0	2
上水道	101	1	0	1
災害復旧	2,225	0	0	0
計	2,547	64	7	57

### 3. 無届工事の原因

道路改良工事等において、年度ごとの工事面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満であれば対象にならないと誤った認識があり、法を十分理解していませんでした。

### 4. 今後の方針

- (1) 無届工事については、これまで土壌汚染は確認されていませんが、広島県と協議し必要な手続きを進めます。
- (2) 再発防止対策については、管理職や事業担当部署に対して法令の周知徹底を図り、チェック体制を強化します。

### お問合せ先

庄原市	環境建設部	建設課	管理係	電話 0824-73-1150
庄原市	環境建設部	都市整備課	管理係	電話 0824-73-1172
庄原市	環境建設部	下水道課	管理係	電話 0824-73-1175
庄原市	水道局	水道課	管理係	電話 0824-73-1197